

第五回宜野湾村議會定例會々議錄

一會期 自一九五四年十一月三十日

至一九五四年十二月三十日

一場所 宜野湾村議會々議室

一提出議案

議案十八號 助役送任同意にッソ

議案十九號 村並査委員送任同意にッソ

議案二十號 宜野湾村稅賦課徵收條例の一部改正にッソ

議案二十一號 一九五五年度宜野湾村々民稅賦課之法にッソ

議案二十二號 宜野湾村道追加認定にッソ

議案二十三號 一九五五年度宜野湾村歲入歲出豫算追加更正にッソ

普天間椏現前橋梁設置陳情に對する處理にッソ

一議決の要旨

日時 一九五四年十一月三十日 自午前十時 至午四時

日程十一號 日程十一 議案十一號

日程十二 議案十二號

日程十三 議案十三號

日程十四 議案十四號

出席議員 一七名

一 番 比嘉森康	九 番 宮城弘	一五 番 仲村正榮
二 〃 金城盛徳	一〇 〃 宮城邦彦	一六 〃 島袋清榮
三 〃 桃原正賢	一一 〃 天久盛光	一八 〃 仲本賢亮
四 〃 泉水朝正	一二 〃 伊波武	一九 〃 伊波清秀
五 〃 長埜昌輝	一三 〃 安里良朝	二〇 〃 又吉龜助
六 〃 内間安三郎	一四 〃 島袋全正	

欠席 三名

二番 澤山安良 一番 知念賢真 二番 佐喜真 益経

議長 午前十二時議會開會を宣す

出欠席議員数の報告をなす 欠席 一名
欠席 三名

参興員の指名と報告をなす

村長知念清一、牧役仲村春松、総務経清財政各課長

議事録番号多人の選定方法を諮る

一番 議事録番号で待願ひしますと唱ふ

議長 一番議員の意見に對し異議なきを諮る

全員 異議なしと唱ふ

議長 全員異議なきに付き議事録番号人の指名をなす

一番 宮城 邦彦

一九番 伊波 清 秀

議長 議事録才一八冊(日程才一)を付議する旨を宣す

書記として同議事録の朗讀をなす

議事録才一八冊の説明を提案者に求む

参興(村長)

前助 飯 吳屋と具徳は戦前卷平試験地 果臈等

官界に永年就職し、私村長就任と共に一九五〇年

助役の要職に就くや地方製肉係の諸法規の研究

に力をこめて當村に於ける諸規則の整備を行ふ

之れが為行政事務の運営面等に今や全力を注ぎ

時期まわつて努力して載つた労は感戴に絶へないと思ひ

又今後再任を承諾して貰ふは之れが、實際に當り

に治がさせ多く、同君を再度任と認めたいと云ふ

(村長)

議長 唯今提案中の説明がありました。が本案に於ては
作意見を申する事を唱ふ。

一〇番 提案中の議決明がありました。通り同氏は過去四年間
その人格と識見は村民が良く知って居る事であり

全会一致を以て原案通り可決する事を希望
する事を述べらる。

議長 一〇番議員の作意見に對し異議の有無を諮る。

全員 異議ナシ

議長 全員異議なきに付き議案十九辨を原案通り
議決する旨を宣す。

議長 一時休會をかし唯今議決した吳屋貞徳氏を紹介
引一度のしるを宣べ田中議員の有無を諮る。

全員 賛成と唱ふ。

議長 全員異議なきに付き一時休會する事を宣す。

議長 午前十二時一〇分

議長 議會再開を宣す。午前十二時一五分。

議長 日程廿二議案十九辨を附議する旨を宣す。

議長 再宣して同議案の朗讀をなせしむ。

議長 同案の提案理由の説明を提案者に行む。

議長 本案に於ては議員中より選任されて居た新城正傳氏が
九月二日の議員の任期を終ると共に其の遺棄委員として

任期も完了した。其の後任には永年村議會に於て
修業力なされ且一層正公平なる人又吉島助議員

と取道任と認め私達の職務を村民に代はつて
見て戴き度く作取認して戴きます。修業のしませし。

(44) (55)

議長 唯今議案十九番に於て提案内容の説明に伴ふ借入金の有無を諮る。

十三番 全會一擧で議決したいと唱ふ。

議長 十三番議員の意見に対し異議の有無を諮る。

全員 異議なし。賛成を唱ふ。

議長 全員異議なきに於て議案十九番は原案通り議決するに可と合す。

二〇番 全員の意思を尊重し、且其の面より研究せしめ職責を完遂する事を合す。

議長 (日釋十三) 議案十九番を附議するに可と合す。異議を以て同年の討論をたしむ。

議長 提案理由の説明を、亦。

議長 B表に於ては財政委員會に於て先日記帳上核訂をなしてありしが、特に今般の改正は、

七等以下が軍用地の用途をせされる所にて、

あり得る正の産出は此處にありた。それは軍用地の貸貸價格が貸貸料が引上げられたり、

其の必要を感じたが、いである。

議長 B表に於ては、村内の家屋は六等以下に該出するもの多し、

七等以下の産出は此處にあり、因に、

四等以下のトに、

五等以下のトに、

六等以下のトに、

七等以下のトに、

八等以下のトに、

九等以下のトに、

十等以下のトに、

十一等以下のトに、

十二等以下のトに、

十三等以下のトに、

十四等以下のトに、

十五等以下のトに、

十六等以下のトに、

十七等以下のトに、

十八等以下のトに、

十九等以下のトに、

(原案)

之村土地等級査定委員会に於て村内全般の等級
地等を行ふ字別の均しを行つて査定を行つて
ある。

一番 赤がく見た場合は改正増額する額が均一で
其の理由は
其の理由は
軍用土地の賃貸賃料がく割としてある。

増額の均一はとれて日割は表の表の額に
計算上の均しとれる事になる。

議長 休會を定す。至る十三時五分
再開を定す。至る三時

一番 民有地賃賃賃賃格が軍用地の倍額増及しか
均しが均し地目変更の必要はない。

議長 地目変更は土地の帳簿例によつて行
不可能。今の片手洗等から見つて増額を早
に作らねばならぬ。今夜に問題としたい。

一番 田の場合にはあまり均しをせよ。左の通り
すも希に均す。

議長 田は三割増。畑は五割増。但し民有地
B表はB7は十番議員の意見に對し異議の有無を
議する。

全員 賛成
議長 B表にB7は全員賛成。A表の増減を議する。
一番 A表にB7は全員賛成。村内家屋の賃金調査を行ふ事
はA表の換算上の説明はともなう。A表のB7は
六等以下が多く其の額を其の用途に基き
始つてある。

隔り決定した口と思ふ事

議七 八表に於て十番議員の任意見に対し是議有無

を諮る。

全員 異議あり

議七 全員議なきに付之決にシ表の十番議方を諮る。

一番 八表は改訂部があまり少すぎざるが如何

本堂(議) 八表は其他の欄の可。月を適要してあるが興業

回覧等かと思へば表の類も戻貨にありては

相違はない他村とも照合の法である。

一番 昨今の説明が是々と原案通り議決したい

議七 八表は其の類も戻貨にありては

議七

全員 議七 八表は其の類も戻貨にありては

一番 原案通り全會一致で議決したいと口を合ふ

議七 一番 議七の信の意見に対し異議の有無を諮る

全員 異議あり

議七 全員 異議なきに付之決にシ表の十番議方を原案

通り議決する旨を合ふ

議七 (四) 議七の十番議方を附議する口を合ふ

議七 八表として同案の朗讀をなした

議七 八表理由の説明を求めむ

全員 八表と同案を諮る。其の類も戻貨にありては

議七 八表を合ふ



六番

中山金井の京成とまき。建前か。庚評價の
際には柵卸資をどうも土地の屋と同様に
検討して置く前振。原案通り議決した。

一番

調査員が庚評價の際に査定するから
原案可決を希望する。

議本

唯今の六番。調査員の得意見に對し異議の有無
を諮る。

全員

異議なしと唱ふ。

議本

全員異議なきはつう議。原案三辨を原案
通り議決する旨を宣す。

〃

一時休會したと思ひますが再開の日時にツツ
諮る事を宣ふ。

一〇番

十一月二十二日午後一時より再開した事を宣ふ
一〇番議員の得意見に對し異議の有無を諮る。

全員

田某議の
全員異議なきはつう議。再開の日時を左の通り決定
する旨を宣す。

議本

十一月二十二日午後一時
午後三時五十分休會を宣す。

議本

議本

議本

議本

議本

議本

議本

